

日本経済新聞「AI悪用に備え知財保護ルール 政府、省庁横断で検討」 深掘り調査報告

Executive Summary

2026年8月14日朝刊掲載とみられる日本経済新聞の記事は、電子版では8月13日付「政府、生成AIの知財保護ルール策定へ 省庁横断で高性能モデル対策」として掲載されている。本調査では日経記事の全文そのものを購読画面から独立取得できなかったため、**日経が公式SNSで公開した要約、第三者媒体が転載した公開リード、政府の一次資料を突合して記事内容を復元した**。したがって、以下の「全文要旨」は逐語的な全文要約ではなく、公開範囲と一次資料に基づく高確度の再構成である。日経の公開リードによれば、政府は高性能AIの急速な普及を受け、①生成AI事業者の透明性、②重要インフラ防御、③関連法制度の点検、④国際ルール形成、の「4本柱」で省庁横断対策を進める構想である。知財分野の中核が、生成AI事業者にもモデル、学習データ、権利者照会への対応などの情報開示を促す「プリンシプル・コード」である。 ¹

重要なのは、**現時点の知財ルールは「著作権法を直ちに改正してAI学習を許諾制にする」という案ではない**ことである。2025年12月に政府が公表したプリンシプル・コード案は、生成AIの開発・提供者が自主的に受け入れ、守れない場合には理由を説明する「comply or explain」型のソフトローである。対象事業者はモデル・学習データの概要、クローラー情報、robots.txt・ペイウォール尊重、海賊版サイト回避、ログ保存、侵害出力防止措置、電子透かし・C2PA等、権利者窓口などを開示・実装する。また一定の権利者には、指定URL等が学習・検証データに含まれているかの照会に応じることを求める。海外事業者でも日本向けサービスなら対象とする設計である。 ²

政府内では二つの司令塔を区別する必要がある。AI政策全般は、AI法に基づき2025年9月に設置された**人工知能戦略本部**と内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が中心で、知財政策は**知的財産戦略本部**—**内閣府知的財産戦略推進事務局**—**AI時代の知的財産権検討会**が中心である。プリンシプル・コード案は2025年12月26日から2026年1月26日まで意見募集され、2,000件超の意見を受けた。4月21日・23日には権利者側とAI事業者側を招いて検討し、8月12日には第13回検討会が開催された。4月時点で政府は最終策定期間を明示せず、8月13日の日経もなお「策定へ」と報じているため、**8月14日時点で本調査が確認できた公表文書では最終版制定は確認できず、公開された案が分析上の基準文書となる**。 ³

最大の政策対立は「透明性・権利救済」と「技術的実現可能性・営業秘密・安全保障」の間にある。日本新聞協会はコードを「重要な内容」と評価する一方、任意ルールでは海外事業者等の不参加を防げないとして、改善がなければ法制化を求める。反対側ではBSAが、モデル学習プロセスや特定URLへの照会が営業秘密やサイバー防御情報を露呈し得ること、生成結果を特定の学習URLに遡及させることは技術的に困難であることを理由に原則2・3の削除を主張している。政府自身も4月に「権利者団体と事業者側で意見の相違」があることを認めている。 ⁴

国際的には、日本案は**EUより弱く、米国連邦より制度化が進み、英国の検討方向とはかなり近い**。EUではAI ActのGPALに関する透明性・著作権義務が法的義務であり、任意のGPAL Code of Practiceはその義務への適合手段である。2026年8月2日からは生成AIコンテンツ表示などArticle 50の透明性義務も適用され、欧州委員会は執行を開始した。英国は2026年3月の政府報告で、著作権強化、広いTDM例外、権利留保付きTDM例外＋透明性という複数案を評価している。中国では2025年9月からAI生成コンテンツの明示・暗示ラベルが強制され、同年11月には違反アプリへの行政措置も実施された。米国ではCopyright OfficeがAI学習と著作権を検討する一方、EU型の包括的連邦AI法はなく、州レベルではCaliforniaのTraining Data Transparency Actが2026年1月から学習データセットの高水準サマリー開示を要求している。 ⁵

本報告の政策評価は、「任意コードだけ」でも「直ちに全面的な著作権法改正」でもなく、最低限の透明性を法定し、詳細事項をコードで補う二層型の共同規制（co-regulation）が最も合理的というものである。公開すべき情報と、営業秘密・サイバー情報を独立監査人や裁判所等によりのみ開示する情報を分ける必要がある。またURL照会だけでは海賊版転載やURL消失に弱いため、URL、コンテンツハッシュ、作品ID、データセットIDを組み合わせた標準化が望ましい。実務コストは事業者規模により大きく異なるが、本報告のシナリオ試算では、低成熟度の生成AI提供者がコードを本格実装する追加的な年間費用は、小規模事業者で約**3,000万～1.3億円**、中規模で約**1～5億円**、フロンティアモデル級では約**4～20億円**程度になり得る。これは政府試算ではなく、コードが要求するデータ台帳、ログ、照会窓口、法務・エンジニアリング、出力保護措置を人員・システム費に分解した本報告独自のレンジである。 6

記事の全文要旨と政策上の位置付け

日経電子版で確認できる記事名は「政府、生成AIの知財保護ルール策定へ 省庁横断で高性能モデル対策」であり、ユーザー提示の朝刊見出し「AI悪用に備え知財保護ルール 政府、省庁横断で検討」は紙面見出し・編集見出しの差と考えられる。日経自身がSNSで公開した説明では、生成AIによる著作権侵害事例の増加を背景として透明性確保のための「プリンシプル・コード」策定を目指し、AI事業者に使用モデル、学習データ概要、権利者から照会された際の対応等を開示させる方向を示している。 7

記事の公開リードで確認できる骨格は次のとおりである。政府は高性能AIの普及を単なる著作権問題としてではなく、**国家レベルの横断的リスク管理問題**と位置付け、知財情報開示、サイバー防御の法整備、既存法の点検、外国政府との連携をまとめて扱う。4本柱は「生成AI事業者の透明性確保」「重要インフラの防御」「関連法制度の点検」「国際ルール形成」で、各省庁が所管事項を担当するとされる。公開リードは「各省庁が所管分野ごとに対策を担い、内閣…」の部分で途切れており、**記事全文を持たない現状では、日経がその後どの省庁名、期限、法案名まで挙げたかは確認不能**である。 8

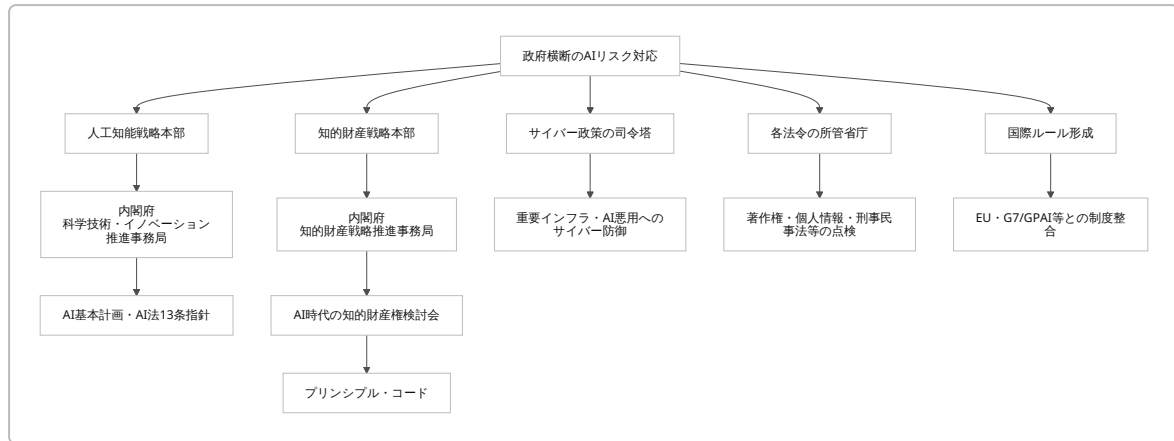
この構造は2026年の政府AI政策とも整合する。AI法に基づく人工知能戦略本部は2025年9月1日に設けられ、総理大臣を本部長とする全政府的な司令塔となった。初の人工知能基本計画は2025年12月23日に閣議決定され、技術進歩が速いため政府は直後から改定作業を始め、2026年7月10日の人工知能戦略本部では第2期計画案を決定した。政府はその際、高性能AIが国力強化に資する一方で「サイバー攻撃への悪用」等のリスクを伴うとの認識を明示している。政府答弁では改定計画は7月14日に閣議決定されたとされる。 9

知財面ではさらに以前から検討が進んでおり、文化庁は2024年3月に「AIと著作権に関する考え方について」を取りまとめ、その後も事案を蓄積して制度検討を続けている。したがって今回の日経報道は、ゼロから新しい制度を作り始めたというより、**2024年以降の著作権解釈、2025年のAI法、2025年末のプリンシプル・コード案、2026年のAI基本計画改定を、より高性能なモデルのサイバー・安全保障リスクまで含む横断政策へ束ねる段階に入った**と理解するのが妥当である。 10

日経が公式に発信した短い原文表現として確認できるのは、透明性確保を目的に「『**プリンシプル・コード**』の策定をめざします」という部分である。記事全文の無断転載・長文引用は行わず、以下では政府一次資料から実質的な内容を補完する。 11

政府・省庁の検討体制とスケジュール

制度上、AI政策の司令塔と知財政策の司令塔は別系統であり、今回の記事は両者とサイバー政策を横断させるものと読む必要がある。AI法は人工知能戦略本部を設置し、同本部の専門調査会の庶務は「関係省庁の協力を得て、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局」が処理する仕組みである。一方、プリンシプル・コードの意見募集担当は内閣府知的財産戦略推進事務局であり、「AI時代の知的財産権検討会」も同事務局の下で開催されている。 12



この図は、公開資料から確認できる既存体制と日経の4本柱を統合した分析図であり、日経記事そのものがこの組織図を掲載したという意味ではない。AI戦略本部・専門調査会の制度的位置付けはAI関連資料、知財側は内閣府・知財戦略本部の資料、サイバー側は政府の「サイバーセキュリティ2026」に基づく。 ¹³

主体・省庁	担当部署・会議体	今回のテーマとの関係	2026年8月14日時点の状況	確度
内閣・人工知能戦略本部	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局、人工知能戦略専門調査会	AI政策全体、AI法13条指針、AI基本計画、高性能AIリスク	2025年9月に本部設置。2026年7月に第2期基本計画へ更新。高性能AIのサイバー悪用を明示的リスクとして扱う。 ¹⁴	確認済み
知的財産戦略本部	内閣府 知的財産戦略推進事務局	プリンシプル・コード、生成AIと知財、権利者救済	コード案を作成しパブコメを実施。AI時代の知的財産権検討会を運営。 ¹⁵	確認済み
AI時代の知的財産権検討会	内閣府知的財産戦略推進事務局	権利者・AI事業者・有識者による具体的制度検討	4月21・23日に双方からヒアリング。8月12日に第13回を一般公開で開催。 ¹⁶	確認済み
文部科学省・文化庁	著作権部門、文化審議会著作権分科会	著作権法30条の4、侵害判断、相談・事例蓄積	「AIと著作権に関する考え方」を既に策定し、事例蓄積と制度検討を継続。学習データ透明性について内閣府と連携する方針も示している。 ¹⁷	確認済み
内閣のサイバー政策部門・関係省庁	政府サイバー政策司令塔、重要インフラ各所管官庁	重要インフラ防御、AIによる攻撃能力高度化	「サイバーセキュリティ2026」で高性能AIを活用したサイバー対処能力強化等を掲げる。日経はサイバー防御に向けた法整備を4本柱の一部として報道。 ¹⁸	政策関与は確認済み、記事中の個別担当課は未確認

主体・省庁	担当部署・会議体	今回のテーマとの関係	2026年8月14日時点の状況	確度
総務省・経済産業省	AI事業者ガイドライン関係部門	事業者ガバナンス、AIサービス提供・開発の実務ルール	既存の「AI事業者ガイドライン」と知財コードの重複・整合調整が必要となる。政府の消費者委員会でもガイドラインを知財政策と連動する「リビングドキュメント」と説明。 ¹⁹	制度上の関与は高いが、日経記事が担当課まで明記したか未確認
法務省、個人情報保護委員会、警察等	各所管部門	民刑事責任、個人情報、詐欺・なりすまし等	「関連法制度の点検」の対象になり得る所管機関。ただし公開リードだけでは日経が各機関を名指したか確認できない。AI法審議でも個人情報、ディープフェイク、責任・救済が論点化された。 ²⁰	所管からの推定を含む
外務省等の国際関係部門	G7・広島AIプロセス等の外交ルート	国際ルール形成、海外事業者への実効性確保	日経の第4柱が「国際ルール形成」。日本単独で海外モデルを統制する限界から国際協調が不可欠。 ⁸	柱は確認済み、個別分担は未公表

検討経過を時系列に並べると、ルール策定は既に相当進んでいる。

時期	手続・決定	意味
2025年9月	AI法全面施行、人工知能戦略本部設置	AI政策を法定の政府横断体制へ移行。 ²¹
2025年12月23日	初の人工知能基本計画を閣議決定	イノベーションとリスク対応の両立、アジャイルな見直しを基本原則化。 ²²
2025年12月26日	プリンシプル・コード案公表	内閣府知財戦略推進事務局が任意の意見募集を開始。 ²³
2026年1月26日	パブコメ締切	その後、2,000件超の意見が寄せられたことを政府が公表。 ²⁴
2026年4月21・23日	第11・12回AI時代の知的財産権検討会	権利者団体とAI事業者の相反する意見を直接聴取。政府は「策定期間は予断を持ってない」と説明。 ²⁵
2026年6月	知的財産推進計画2026	政府方針としてプリンシプル・コード制定を進めることを明記。 ²⁶
2026年7月	第2期AI基本計画	高性能AIとサイバー悪用等の新たなリスクを反映。 ²⁷
2026年8月12日	第13回AI時代の知的財産権検討会	8月14日時点で確認できる直近の公式会合。一般公開。 ²⁸
2026年8月13日	日経報道	知財だけでなく、重要インフラ、法制度点検、国際ルールを束ねた政府横断対策へ展開。 ¹
最終制定日	未確定	4月時点で政府は期限を約束せず、本調査で8月14日までの最終版公表は確認できなかった。 ¹⁶

したがって、記事中の「検討」は初期的な問題提起ではなく、**知財コードについては最終調整段階に近い一方、高性能AI全体の4本柱政策はこれから各省庁の既存政策を束ね直す段階**と評価するのが妥当である。

提案ルールの具体像と既存法制度との整合性

プリンシプル・コード案は、日本のAI規制としてはかなり具体的である。「原則」だけではなく、モデル情報、クローラー、学習データ、権利者照会、ログ、電子透かしまで落とし込んでいる。他方で、法的強制力を直接持たせず、営業秘密等への配慮からcomply or explainを採用する点が特徴である。²⁹

ルール案	現在案の具体的内容	法的性格	主な利点	主な問題
モデル概要の透明性	モデル名・バージョン、公開履歴、アーキテクチャ・設計仕様、ライセンス、利用制限、学習プロセス等を概要開示。 ³⁰	自主コード	モデル選択・監査・責任追跡が容易	詳細化し過ぎれば営業秘密・セキュリティ情報流出
学習データ透明性	Webクローラー、公開・非公開データセット、合成データ等のカテゴリ、クローラー識別情報を開示。 ³⁰	自主コード	権利者が利用実態を把握しやすい	完全なデータ台帳を持たない既存モデルには遡及対応が高コスト
robots.txt・ペイウォール尊重	アクセス制限、機械可読な意思表示を尊重し、クローラーのUser-Agent等を公表。 ³¹	法律上の権利以上のベストプラクティスを含む	権利留保を実務上機能させやすい	robots.txtを実質的な著作権ルールに近づける効果があり、現行法との関係整理が必要
学習記録・トレーサビリティ	学習関連ログを一定期間保存し、説明責任・追跡可能性を確保。 ³¹	自主コード	紛争時の証拠・監査に有用	ストレージ、データガバナンス、過去モデルへの対応費用
海賊版等の回避	海賊版サイト等からの取得回避を求める。 ³¹	自主コード	違法市場への需要を減少	海賊版判定データベース、誤判定・ミラーサイト対応が必要
侵害出力抑制	著作権等を侵害する出力を抑制する技術措置、利用者への注意喚起。 ³¹	自主コード	downstream侵害を減らせる	「似ているが非侵害」の過剰遮断による創作・研究への萎縮
C2PA・電子透かし等	実行可能な場合、電子透かし・来歴情報等の技術を活用。 ³¹	自主コード	AI生成物の真正性・追跡性向上	削除・変換耐性に限界。学習段階の著作権問題そのものは解決しない
権利者窓口	権利者からの申出・苦情の窓口を置き、対応記録を残す。 ³¹	自主コード	権利者救済を迅速化	大規模サービスでは照会件数が膨大になり得る

ルール案	現在案の具体的内容	法的性格	主な利点	主な問題
原則2：権利者照会	訴訟・調停・ADR等を行う／準備する権利者等が、指定URL等が学習・検証データに含まれるか照会可能。合理的費用、濫用防止措置も許容。 ³²	自主的な新手段	著作権侵害の「依拠性」等の立証を支援	URL消失・海賊版ミラーへの弱さ、営業秘密・安全保障、技術的回答可能性
原則3：利用者照会	生成物と既存コンテンツが同一・類似の場合、利用者が学習データとの関係を照会。プロンプト・生成物を提示。 ³²	自主的な新手段	企業ユーザーの侵害リスク評価に有用	大規模モデルで個別出力の由来を特定できない場合がある
comply or explain	受入企業は受入・実施状況や非実施理由を公表し、内閣府に届け出。定期的に更新。内閣府は参加企業・リンクを公表するが、届出内容自体を審査する仕組みではない。 ³²	ソフトロー	技術進歩に追随しやすい	不参加事業者、特に海外企業に対する強制力不足
将来的な法制化	現行コード案そのものは法改正ではない。日本新聞協会等は自主対応が機能しなければ法制化を要求。日経は別途、サイバー防御分野では法整備を想定と報道。 ³³	未決定	実効性・公平性向上	過度に早い固定化は技術革新を阻害

現行著作権法との最も重要な論点は**著作権法30条の4**である。日本では、著作物に表現された思想・感情を「享受」することを目的としない情報解析等について、権利者の利益を不当に害しない限度で無許諾利用を認める制度があり、文化庁は生成AIの学習との関係を2024年の「AIと著作権に関する考え方」で整理している。文化庁は同時に、具体的な利用目的や出力、権利者利益への影響によって結論が異なることから、裁判例・事案の蓄積を続けるとしている。³⁴

ここでコードがrobots.txtや権利者の機械可読な意思表示を尊重するよう求めると、「**法律上は必ずしも許諾が必要でない利用でも、業界行動規範としては収集を控える**」領域が生じ得る。これは直ちに法矛盾というより、法的最低線より高い自主基準を設定する構造である。しかし、政府調達・補助金・取引条件にコード遵守が組み込まれれば、ソフトローが事実上の規制へ変わるため、著作権法30条の4が政策的に認めたデータ解析の余地を実務上狭めないよう注意が要る。日本新聞協会自身は、コード遵守を政府調達や補助金条件とする案を提唱している。³⁵

第二の論点は**民事訴訟上の証拠制度との関係**である。コード案は、権利者照会を新しい裁判上の強制開示制度にはせず、民事訴訟法163条・221条等の既存制度を妨げない形にしている。これにより立法を待たず救済を補助できる半面、事業者がコードに参加しなければ照会権そのものが法的請求権にならない。³²

第三は**営業秘密・サイバーセキュリティ**である。コードは営業秘密等を一律公開させない設計だが、BSAIは、学習プロセス、パラメータ、セキュリティ用URLなどについて開示を求めれば、攻撃者に防御アーキテクチャや検知状況を知らせる危険があると指摘する。また、特定出力を特定URLまで遡ること自体がモデルの仕組

み上困難だとしている。これは単なる「企業が秘密にしたい」という反論ではなく、**透明性が新たな攻撃面を作る可能性**という実質的な制度設計問題である。 ³⁶

第四は**個人情報・プライバシー**である。学習データの詳細開示が第三者の個人情報や機微情報を逆に露呈する場合があります、AI法審議でもAI開発に伴う個人情報取得ルールの明確化が論点になった。したがって、権利者への透明性と個人情報保護は「全部公開」で同時達成できるものではなく、公開、限定開示、第三者監査の三段階化が必要になる。 ³⁷

AI悪用リスク、利害関係者の反応、企業実務への影響

日経記事の射程は著作権侵害だけではない。2026年7月の政府AI政策も、高性能AIのサイバー攻撃への悪用を明示しているため、今回の「悪用への備え」は少なくとも知財、偽情報・なりすまし、サイバー攻撃の三領域を跨ぐと考えるべきである。 ³⁸

以下の「発生可能性」と「影響度」は政府公式格付けではなく、公開事例・制度上の重点を基にした**本報告の相対評価**である。

想定事例	典型的なシナリオ	発生可能性	影響度	コード等での対策	残余リスク
著作物に酷似する生成	漫画、アニメ、写真、記事等に実質的に近い出力が大量生成され、商用利用される	高	高	出力抑制、権利者窓口、照会、ログ、利用者警告。文化庁もAI・著作権問題を継続検討。 ³⁹	類似性・依拠性判断はケース依存。過剰フィルタリングも問題
無断クロール・アクセス制御回避	robots.txt、ペイウォール等で拒否されたコンテンツを収集し学習/RAGに使用	高	中～高	robots.txt・ペイウォール尊重、クローラーID開示。 ³⁵	偽装クローラー、API経由、第三者データブローカー
海賊版経由の学習	正規サイトを避けても、海賊版・転載URLから同じ作品を取り込む	中～高	高	海賊版サイト回避。 ³²	URLだけの照会では作品同一性を追跡しにくいと新聞協会が指摘。 ⁴⁰
ディープフェイク・なりすまし	実在人物の顔・声を使った性的画像、詐欺、偽情報	高	高	AI生成表示、真正性技術、既存民刑事法。AI法審議でも規制論点化。 ³⁷	SNS再圧縮・切り抜き等で来歴情報が失われる
AIによるサイバー攻撃支援	フィッシング、マルウェア開発、脆弱性探索、重要インフラ攻撃の高速化	高	極高	AI基本計画、サイバー対処能力強化、重要インフラ対策。 ⁴¹	オープンモデル・海外モデルへの統制、攻守双方の能力向上

想定事例	典型的なシナリオ	発生可能性	影響度	コード等での対策	残余リスク
防御情報の逆利用	透明性規制を利用し、攻撃者がセキュリティモデルの学習URL・構造等を探る	中	高	営業秘密例外、濫用照会拒否、裁判所命令等の高い開示基準	BSAが具体的に警告。 ³⁶
AI生成物の真正性偽装	AI生成画像・動画を人間作成・実写として拡散	高	高	電子透かし、C2PA、表示措置。日本案にも技術措置。 ³²	メタデータ除去・スクリーン撮影で回避可能

利害関係者の立場はかなり分かれている。政府が4月24日に明言したとおり、4月の検討会では「知的財産権保護の観点から賛成する権利者団体」と「削除やより緩やかな表現への変更を望む事業者側」の対立が顕在化した。パブリックコメントも2,000件超で、政府公表の概要には透明性を評価する意見の一方、日本だけ厳しくすると国際競争上不利になるとの懸念が含まれている。⁴²

ステークホルダー	公開された立場	最重要論点	政策的含意
日本新聞協会・報道機関	コード策定自体には強く賛成。ただし任意ルールの実効性を懸念し、改善がなければ法制化を要求。学習データだけでなくRAG等の「知識データ」、データセット名・提供者、クローラー等の開示拡大を要望。 ⁴⁰	権利者が利用実態を知らないこと、海外AI企業の不参加	ソフトローには参加インセンティブまたは法定最低線が必要
出版・コンテンツ権利者	4月の検討会に出版団体等が資料提出。政府も権利者側が保護強化を求めていることを確認。 ⁴³	学習利用、類似出力、対価還元、立証困難	作品ID・ライセンス市場・集团的権利処理の整備が重要
BSA・ソフトウェア産業	AIの信頼性・透明性という目的には賛成するが、原則2・3の削除を要求。営業秘密、国家安全保障、技術的不可能性を指摘。 ⁴⁴	過剰開示、セキュリティ、個別URLへの追跡不能	公開情報と機密情報の開示先を分離すべき
国内AI事業者	Ridge-i等が検討会で意見提出。事業者側全体としては表現の緩和・削除要求が存在すると政府が説明。 ⁴⁵	国内企業だけ遵守すると競争条件が悪化する可能性	海外サービスにも同一基準を適用できる仕組みが鍵
一般ユーザー・企業利用者	原則3は生成物の安全性確認手段を提供する設計。パブコメでは透明性支持と競争力への懸念が併存。 ⁴⁶	「この生成物を業務で使ってよいか」を判断できる情報	B2Bではモデル調達時の保証・補償条項に波及

ステークホルダー	公開された立場	最重要論点	政策的含意
研究者・研究機関	AI法の専門調査会等に大学研究者が参加する一方、本調査で確認できた一次資料では「研究機関全体」としてコードに統一的な賛否は確認できない。専門調査会自体は研究者・産業界・法務等からなる。 ⁴⁷	オープン研究、再現性、データアクセス、研究例外	非営利研究・小規模モデルへの比例原則が必要
市民・消費者団体	パブコメを通じた参加は大きいですが、本調査で確認した一次資料では主要市民団体による統一的声明は限定的	偽情報、プライバシー、安全性と説明責任	IPだけでなく消費者・情報空間政策との統合が必要

実務への影響は、単なる「Webサイトに説明ページを一枚追加する」レベルではない。コードを文字どおり実装するには、モデルバージョン管理、学習データ台帳、クローラー管理、データ取得元の証跡、権利者照会検索、ログ保存、類似出力テスト、電子透かし・来歴技術、法務判断、苦情窓口などを継続運用する必要がある。特に原則2・3は、**過去の学習コーパスを検索可能な形で保持していなければ、新たなデータ・プロベナンス基盤を構築する必要がある。**⁶

定量的な公的コスト試算は、本調査で確認した政府資料には見当たらなかった。そこで実務負担を把握するため、以下の仮定による独自シナリオを置く。

試算仮定：法務・AIガバナンス・ML/データエンジニア等の企業負担込み1人年を1,500万～2,500万円、これにログ・ストレージ・権利照会システム・監視・外部弁護士等を加える。これは給与統計を意味せず、社会保険・設備・管理費等を含めたシナリオ入力値である。

生成AI提供者	必要追加人員の仮定	システム・外部費の仮定	平常年の追加コスト試算	初年度の目安
小規模・単一モデル/API提供	1.5～4 FTE	500万～3,000万円	約3,000万～1.3億円/年	約5,000万～2.5億円
中規模・複数モデル/国内サービス	5～15 FTE	3,000万～1.5億円	約1～5億円/年	約2～10億円
フロンティアモデル開発者	20～60 FTE	1～5億円	約4～20億円/年	約8～40億円

初年度が高いのは、既存データセットの棚卸し、crawler policy改修、照会DB、モデルカード、出力フィルター、C2PA等の導入を一度に行う場合を想定したためである。すでにEU AI Act対応や高度なデータガバナンスを実装済みのグローバル事業者なら、日本向けの**限界費用**はこのレンジを相当に下回り得る。一方、過去の学習データの出所を記録していない事業者では上振れし得る。EUのGPAI Codeが共通フォーマット化によって行政負担と法的不確実性を下げる仕組みを採っていることは、日本が独自様式を増やし過ぎない理由にもなる。⁴⁸

さらに照会件数は大きな変動要因である。仮に1件平均1時間の人手確認が必要なら、年間1,000件で約0.6 FTE、1万件で約6 FTE、10万件なら約61 FTEに相当する（1 FTE＝年間1,650実働時間の分析仮定）。したがって、標準API、定型回答、作品ID照合、合理的な手数料、濫用請求対策がなければ、問い合わせ対応そのものが主要コストになり得る。コード案が「合理的な費用」や濫用への制限を許容しているのは、この問題を認識した設計と読める。³²

一般企業側の影響はより間接的である。コード案は原則として一般向け生成AIの開発・提供者を念頭に置き、企業が自社内部だけで使う専用システムは対象外とするため、通常のAI利用企業に同じ開示義務が直接課されるわけではない。もっとも、企業利用者はベンダー選定時に「コード参加の有無」「学習データの説明」「生成物のIP保証」「権利者照会協力」「事故時の補償」などを契約チェックする必要が高まり、**法務・調達・情報システム部門のベンダーデューデリジェンス負担は増える。** ³²

研究開発への影響は二方向である。データ来歴を整備すれば学習データ品質・再現性が上がる可能性がある一方、全データについて権利処理や個別照会可能性を要求する運用になれば、小規模研究室やスタートアップほど固定費負担が重くなる。したがって、研究用モデル、閉域モデル、小規模提供者と、大規模一般向け基盤モデルを同じ義務水準に置かない「比例原則」が重要となる。コード案が内部専用システムを原則対象外としているのは、その方向性と整合する。 ³²

国際比較

日本案を評価する際には、「EUもコードだから日本と同じ」と理解してはならない。EUのGPAI Code of Practiceは形式上は任意だが、その背後に**AI Actという法的義務が存在し、コードはそのコンプライアンス手段**である。日本のプリンシプル・コード案は、現時点ではコード自体の参加も原則自主的で、この点が実効性における大きな差である。 ⁴⁹

国・地域	主要制度	学習データ/IP透明性	AI生成物表示	強制力	日本への示唆
日本	AI法+AI基本計画+プリンシプル・コード案	モデル・学習データ概要、クローラー、権利者/利用者照会をcomply or explainで要求。 ⁵⁰	C2PA・電子透かし等を推奨	コードは現段階で自主的	柔軟だが海外大手を含む不参加・free riderが最大の弱点
EU	EU AI Act、GPAI Code of Practice	GPAI提供者に透明性・著作権対応の法的義務。コードのTransparency/Copyright章はArticle 53適合手段。2025年8月からGPAI義務、2026年8月から執行強化。 ⁵¹	Article 50のAI生成・deepfake透明性義務が2026年8月2日適用。 ⁵²	法的強制+任意コード	日本も最低限義務だけ法定し、技術詳細をコードに委ねる方式が可能
英国	Copyright and AI consultation／2026政府報告・影響評価	政府は学習データ概要、クローラー情報等の法的透明性義務を検討。2026年報告では「著作権強化」「広いTDM例外」「権利留保+透明性」等を比較。 ⁵³	別政策体系	検討中	日本と同じく「創作者保護とAI投資」のバランスが主争点

国・地域	主要制度	学習データ/IP透明性	AI生成物表示	強制力	日本への示唆
米国・連邦	U.S. Copyright Office AI Initiative	Part 3 “Generative AI Training”で著作権と学習を包括検討。2025年5月にpre-publication版。 ⁵⁴	分野・州ごとの対応が中心	EU型包括AI法は本調査で確認できず	訴訟・著作権法解釈、市場形成を重視するアプローチとの比較が必要
米国・California	Generative Artificial Intelligence: Training Data Transparency Act	2026年1月から生成AI開発者に学習データセットの高水準サマリーをWeb公開させる制度。英国政府の比較調査も先行例として紹介。 ⁵⁵	主眼は学習透明性	州法	日本の「データセット概要開示」に非常に近い比較対象
中国	AI生成合成内容標識弁法+強制国家標準	主眼は学習データIPよりコンテンツ生成・流通の追跡	2025年9月1日から明示・暗示標識を要求。 ⁵⁶	行政規制・強制標準。違反アプリへの是正・下架等の執行例あり。 ⁵⁷	provenance技術は強いが、日本の権利者照会とは目的が異なる

EUとの比較から得られる最大の教訓は、「技術規範を法律本文に全部書かない」ことと「最低限の法的義務は置く」ことを両立できる点である。EUではAI Actが透明性・著作権・安全性の法的枠を決め、専門家・マルチステークホルダーで作ったGPAI Codeが具体的実装を提示する。コードに署名すれば法適合を示しやすくなり、法的不確実性と行政負担を減らすメリットも与えられる。⁴⁸

中国から得られる示唆は、電子透かしやメタデータを「お願い」だけで普及させるのではなく、技術標準とプラットフォーム責任を結びつければ実効性が上がる点である。ただし中国制度はAI生成物の識別・情報統制を中心としており、著作物の学習利用に対する権利者照会制度とは政策目的が異なるため、そのまま日本に移植すべきものではない。⁵⁸

英国は日本に最も近い政策ジレンマを抱えている。英国政府は創造産業とAI産業の双方を成長分野と位置付け、2026年の影響評価で、著作権者の許諾を強める案から、TDM例外+権利留保・透明性まで複数の制度を比較している。日本も、プリンシプル・コードを最終回答とせず、コードによる改善が確認できなかった場合に著作権法、情報開示法制、共同ライセンス等のどれへ移行するかをあらかじめ評価しておくことが望ましい。⁵⁹

総合評価、懸念点と推奨政策オプション

今回の日経報道を「AIによる著作権侵害を取り締まる新法」と読むのは正確ではない。実際には、**知財の透明性コード**を先行させつつ、高性能AIがもたらすサイバー・偽情報・既存法の隙間を各省庁で洗い直す、第

二段階のAIガバナンス構築と評価する方が妥当である。AI法自体が研究開発・活用の「推進」を主目的にしながら適正性確保の指針を用いる構造であり、政府の基本計画も「イノベーション促進とリスク対応の両立」を原則としている。⁶⁰

政策選択肢を比較すると以下ようになる。

政策オプション	内容	権利保護	実効性	R&D負担	国際整合	評価
A：現行ソフトローのみ	プリンシプル・コードを完全任意のまま運用	△	△ ～ 低	◎	○	導入は速いが、遵守する国内企業ほど不利になるfree-rider問題
B：最低限法定＋詳細コード	モデル/データ概要、クローラーID、権利窓口、生成物真正性等だけ法定し、技術詳細はcomply or explain	◎	◎	○	◎	本報告の推奨案。 EUに近いco-regulation
C：全面的な事前許諾・詳細開示法制	AI学習を広く許諾制化し、データ単位の詳細開示を義務化	◎	◎	低	△	クリエイター保護は強いが、国内R&D・OSS・研究への影響大
D：市場・技術中心	ライセンス市場、権利留保標準、C2PA、集団管理を中心とし法規制最小	○	△	◎	○	大量コンテンツには有効だが、交渉力の弱い権利者を保護しにくい
E：独立第三者監査モデル	詳細学習データは公開せず認定監査人・裁判所・規制当局に限定開示	○ ～ ◎	◎	○	◎	Bと組み合わせると営業秘密・安全保障問題を大幅に緩和できる

最も望ましいのは**B＋E**である。具体的には、一般公開すべき最低限の事項を法律またはAI法上の拘束力ある指針に置き、詳細な学習データ、セキュリティモデル、営業秘密については第三者監査または紛争時限定開示とする。これにより、日本新聞協会が指摘する「参加しない海外企業」という問題と、BSAが指摘する「公開するとサイバー防御を弱める」という問題を同時に処理できる。⁶¹

実施に際しては、特に次の設計が重要である。

第一に、**URLだけを権利管理の主キーにしない**ことが必要である。正規サイトと海賊版サイトでURLが違えば、URLが削除される、データセット化の際にURLが失われるという問題がある。新聞協会もURL照会だけでは不十分と指摘しているため、URLに加えてコンテンツハッシュ、ISBN/DOI等の作品ID、データセットID、取得日時、提供元を組み合わせた標準スキーマが望ましい。⁴⁰

第二に、「公開」と「照会可能」と「規制当局だけが閲覧可能」を分離すべきである。モデル名やクローラーIDは公開、特定作品の包含有無は認証済み権利者に限定、サイバー防御用学習データやパラメータ等は裁判所・監査人に限定、という三層構造が合理的である。BSAの指摘する国家安全保障リスクを踏まえると、すべての透明性をインターネット公開と同一視してはならない。³⁶

第三に、**海外事業者を同じ条件に置く仕組み**が不可欠である。コード案は日本向けサービスを提供する外国事業者も射程に置いているが、任意参加だけでは実効性が弱い。一定規模以上の一般向け生成AIについて、日

本国内の連絡窓口指定、政府調達・公共部門利用時のコード適合、透明性ページ公開を市場アクセス条件に近い形で要求する方が、国内企業だけが負担を負う問題を抑えやすい。現案が外国事業者を対象として想定していること、日本新聞協会が海外企業への遵守働きかけを強く求めていることから、この点は制度の成否を左右する。 35

第四に、**法制化のトリガーを事前に定義**することが望ましい。「自主規制で改善しなければ検討する」だけでは評価が恣意的になる。例えば制定後12～18カ月で、主要生成AIサービスの参加率、権利照会への回答率・中央値日数、robots.txt遵守率、重大な権利侵害苦情、海外・国内企業間の遵守率差を政府が公表し、一定水準未達なら法定化を開始する方式が考えられる。日本新聞協会が改善なき場合の迅速な法制化を求めていることとも整合する。 40

第五に、**研究・スタートアップには比例原則を導入**すべきである。一般公開されない大学研究モデル、少人数向け研究API、企業内部の閉域モデルにフロンティアモデルと同じ証跡義務を課すと固定費が研究活動を阻害する。現案が純粋な内部専用システムを対象外としている考え方を発展させ、提供者規模、利用者数、モデル能力、商用性、システミックリスクを基準に段階的義務を設けるのが適切である。 32

第六に、**EU互換性を優先し、日本独自フォーマットを増やさない**ことが重要である。EU GPAI Codeのモデル文書、著作権ポリシー、AI生成物透明性、C2PA等と可能な限り相互運用できれば、グローバルAI企業の日本向け追加コストは減り、国内企業もEU展開時に同じコンプライアンス資産を再利用できる。EUがコード参加者に行政負担削減・法的確実性というインセンティブを与えている設計も参考になる。 62

総じて、今回の政策の成功条件は「**透明性の量を最大化すること**」ではなく、「**権利救済に本当に必要な情報を、必要な相手に、検証可能な形式で渡すこと**」である。モデルの全学習データ公開を求めるほど透明性は高く見えるが、営業秘密・個人情報・安全保障・技術的不可能性の問題によって制度が守られなくなれば逆効果になる。他方、単に「概要」を掲げるだけで個別権利者が何も立証できなければ、コードは広報資料にとどまる。**最低限法定義務＋リスクに応じた限定開示＋標準化された権利照会＋国際互換技術**という組合せが、権利者保護とAI研究開発の両立に最も近い。

参考出典と調査上の留保

本調査で最も重要な一次資料・準一次資料は以下である。各引用表示は原文へのリンクとして参照できる。

出典	本報告での用途
日本経済新聞「政府、生成AIの知財保護ルール策定へ 省庁横断で高性能モデル対策」2026年8月13日。日経公式SNSによる要約。 7	記事タイトル、プリンシプル・コード、モデル・学習データ開示
HON.jp News Blog「日刊出版ニュースまとめ 2026.08.14」掲載の日経公開リード。 8	日経記事の4本柱と公開リードの確認
e-Gov「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」意見募集。 23	公表日、締切、担当部署、手続の法的位置付け
政府「プリンシプル・コード（仮称）（案）」本文。 63	3原則、情報開示、robots.txt、ログ、C2PA、照会制度、comply or explain
小野田内閣府特命担当大臣記者会見、2026年4月24日。 64	2,000件超のパブコメ、権利者・事業者対立、策定期未定

出典	本報告での用途
内閣府・知的財産戦略本部「AI時代の知的財産権検討会（第13回）」2026年8月12日。 28	直近の政府検討状況
日本新聞協会「プリンシプル・コード（仮称）（案）に対する意見」2026年1月26日。 40	権利者側の評価、法制化要望、URL・RAG・調達インセンティブ論
BSA提出資料・政策提言。 44	AI事業者側の営業秘密、セキュリティ、技術的実現可能性への懸念
文化庁「AIと著作権について／AIと著作権に関する考え方について」。 65	著作権法30条の4、AI学習・出力に関する現行法整理
衆議院・AI法法案本文、内閣府AI法関係資料。 66	AI法、人工知能戦略本部、全面施行
内閣府「人工知能基本計画」および2026年改定資料。 67	政府全体のAI政策、高性能AI・サイバーリスク
政府「サイバーセキュリティ2026」。 68	重要インフラと高性能AIを含むサイバー政策
欧州委員会 General-Purpose AI Code of Practice / AI Act関連資料。 69	EUのGPAI透明性・著作権・システミックリスク制度
欧州委員会 AI-generated Content transparency資料。 52	2026年8月2日からのAI生成物透明性義務
英国政府 Copyright and Artificial Intelligence 報告・Impact Assessment。 70	TDM、権利留保、透明性の制度オプション、California比較
U.S. Copyright Office “Copyright and Artificial Intelligence”。 54	米国におけるAI学習・著作権検討
中国国家インターネット情報弁公室「人工智能生成合成内容标识办法」等。 71	明示・暗示ラベル、強制標準、執行事例

調査上の最大の留保は日経記事全文を直接取得できていない点である。このため、本報告では日経の公開リード・公式SNS要約を「記事から直接確認できる部分」とし、それより詳細な制度内容は政府のプリンシプル・コード案、AI法、AI基本計画、閣僚会見、検討会資料から補完した。とりわけ「各省庁が具体的に何月までに何を法改正するか」という部分について、公開リード以上の記述を日経原文として帰属させることは避けた。 1

また、**プリンシプル・コード**は2026年8月14日時点で本調査が確認できた範囲では最終版公表を確認できず、本文分析は2025年12月公表の案を基準としている。4月24日に政府は策定期限を確定できないと説明し、8月12日にも検討会が続き、8月13日の日経も「策定へ」と報じている。この点から、最終文言、とりわけ原則2・3、営業秘密例外、対象事業者、開示粒度についてはなお変更余地が大きい。 72

最後に、実務コストの金額レンジは政府・業界の公式見積りではなく、公開された義務候補を人員・システムに分解した**本報告独自の感応度試算**である。制度確定後には、最終コードにおける照会件数、ログ保存期間、開示粒度、第三者監査の有無、EU文書の再利用可否によって大きく変化する。現段階で企業にとって最も合理的なのは、特定の最終条文を予想して大規模投資することではなく、**学習データ台帳、クローラー識別、モデルバージョン管理、権利者窓口、生成物来歴、AIベンダー契約**という、どの最終案でも再利用できる基盤から整備することである。 73

1 8 国旗損壊罪法施行など 日刊出版ニュースまとめ 2026.08.14

https://hon.jp/news/1.0/0/59537?utm_source=chatgpt.com

2 15 23 24 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に関する御意見の募集について | e-Govパブリック・コメント

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=095251270>

3 16 25 42 64 72 小野田内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和8年4月24日

https://www.cao.go.jp/minister/2602_k_onoda/kaiken/20260424kaiken.html?utm_source=chatgpt.com

4 33 40 61 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する意見 | 著作権 | 声明・見解 | 日本新聞協会

https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html

5 48 49 51 62 69 The General-Purpose AI Code of Practice

https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai?utm_source=chatgpt.com

6 29 30 31 32 35 39 46 50 63 73 public-comment.e-gov.go.jp

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000305362>

7 11 生成AIの知財保護ルール策定へ 省庁横断で高性能モデル対策

https://www.threads.com/%40nikkei/post/Db-2bSNlUqz/%E6%94%BF%E5%BA%9C%E7%94%9F%E6%88%90%E3%81%AE%E7%9F%A5%E8%B2%E7%9C%81%E5%BA%81%E6%A8%AA%E6%96%AD%E3%81%A7%E9%AB%98%E6%80%A7%E8%83%BD%E3%83%A2%E3%83%87%E3%83%AB?utm_source=chatgpt.com

9 13 14 人工知能戦略本部の設置等について - 科学技術・イノベーション

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20250901ai.html?utm_source=chatgpt.com

10 17 34 65 AIと著作権について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html?utm_source=chatgpt.com

12 60 66 ●人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21709029.htm?utm_source=chatgpt.com

18 68 サイバーセキュリティ2026（2025年度年次報告・...

https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs2026_abstract.pdf?utm_source=chatgpt.com

19 第427回 消費者委員会本会議 議事録

https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2024/427/gjijiroku/index.html?utm_source=chatgpt.com

20 37 第217回国会 内閣委員会第15回 質疑項目

https://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigijoho/shitsugi/217/s063_0520.html?utm_source=chatgpt.com

21 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する...

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20251205ai.html?utm_source=chatgpt.com

22 67 人工知能基本計画 令和7年 12 月 23 日 閣議決定

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_plan/aiplan_20251223?utm_source=chatgpt.com

26 「知的財産推進計画2026」（概要）

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/260612/keikaku_gaiyo_all.pdf?utm_source=chatgpt.com

27 38 41 人工知能戦略本部 | 総理の一日

https://www.kantei.go.jp/jp/105/actions/202607/10jinkoutchinou.html?utm_source=chatgpt.com

28 AI時代の知的財産権検討会（第13回）

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/dai13/index.html?utm_source=chatgpt.com

- 36 bsa.org
<https://www.bsa.org/files/policy-filings/jp03102026bsaregaiimp.pdf>
- 43 AI時代の知的財産権検討会（第12回）議事次第
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/index.html?utm_source=chatgpt.com
- 44 プリシンプル・コード（案）に関するBSAの提言
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryō4.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 45 「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の ...
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai12/shiryō6-1.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 47 人工知能戦略専門調査会の設置について
https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_expert_panel/1kai/shiryō1_1.pdf?utm_source=chatgpt.com
- 52 Code of Practice on Transparency of AI-generated Content
https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/code-practice-ai-generated-content?utm_source=chatgpt.com
- 53 Copyright and artificial intelligence statement of progress ...
https://www.gov.uk/government/publications/copyright-and-artificial-intelligence-progress-report/copyright-and-artificial-intelligence-statement-of-progress-under-section-137-data-use-and-access-act?utm_source=chatgpt.com
- 54 Copyright and Artificial Intelligence | U.S. Copyright Office
https://www.copyright.gov/ai/?utm_source=chatgpt.com
- 55 70 Report on Copyright and Artificial Intelligence
https://www.gov.uk/government/publications/report-and-impact-assessment-on-copyright-and-artificial-intelligence/report-on-copyright-and-artificial-intelligence?utm_source=chatgpt.com
- 56 71 四部门联合发布《人工智能生成合成内容标识办法》
https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654685899683.htm?utm_source=chatgpt.com
- 57 网信部门依法集中查处一批存在人工智能生成合成内容标识 ...
https://www.cac.gov.cn/2025-11/25/c_1765795550841819.htm?utm_source=chatgpt.com
- 58 关于印发《人工智能生成合成内容标识办法》的通知
https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654684782215.htm?utm_source=chatgpt.com
- 59 Copyright and Artificial Intelligence
https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence?utm_source=chatgpt.com